

3 障 第 84 号  
令和 3 年 4 月 27 日

各指定放課後等デイサービス事業所の管理者 様

いわき市長 清水 敏男  
( 公 印 省 略 )

30 分以下の放課後等デイサービスの利用の取扱いについて (通知)

日ごろより本市の障がい福祉行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定により、放課後等デイサービスのサービス提供において、個々の障がい児に対するサービス提供時間は 30 分を超える必要がある取扱いへ変更となりました。しかしながら、放課後等デイサービスを利用している児童の中には、その障がいの特性により徐々に在所時間数を延ばしていくことが必要な場合も想定されます。そのため、個別支援計画書等に基づき、市町村がその必要性を認めた場合には、30 分以下のサービス利用も可能とされています。

つきましては、支給決定障がい児に対し、当面の間 30 分以下のサービス提供することが必要と事業所において個別支援計画に位置付けた場合は、次のとおり管轄の地区保健福祉センターの承認を得るようにしていただきますようお願いいたします。

○30 分以下のサービス提供を実施する場合のフロー

- ①アセスメント等をとおし、徐々に在所時間数を延ばす必要性を確認し、個別支援計画書にその必要性を記載する。
- ②個別支援計画書を地区保健福祉センターに提出する。
- ③地区保健福祉センターより承認を受けた後にケース記録等に記録し、サービスを提供する。
- ④30 分以下の利用が不要になった場合は、地区保健福祉センターに個別支援計画書を添付し報告する。

※徐々に在所時間数を延ばしていく場合に認められるもので、恒常的に認めるものではありません。

※30 分以下の療育の期間の上限は設けませんが、個々に勘案し個別支援計画書に位置付けてください。

※事業所単位で承認を受けていない場合は、受給者証に 30 分以下の療育を認める旨が記載されていても算定することはできません。

(いわき市障がい福祉課事業係 事務主任 永井 TEL22-7486)